

# 平成30年第10回笠間市教育委員会定例会議事録

1,招集日時 平成30年10月23日(火) 午後2時00分開議

2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室

3, 議事録署名人 梅里節子

4, 出席者 教育長

教育委員3名事務局12名

5, 傍聴人 なし

6,提出された議題(議事) 以下のとおり

7,会議の大要

(1) 開会

今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。

(2) 議事録署名人の指名

今泉教育長 梅里委員を指名する。

(3) 教育長の報告

今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。

今泉教育長教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長
それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(4) 議事

今泉教育長 それでは、議事に入ります。「報告第14号」は人事案件であること

から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)



今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第14号」を非公開といたします。

【報告第14号】(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除 いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第24号 笠間市英語指導助手就業規則及び笠間 市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」学務課長 より説明を求めます。

堀江学務課長 「議案第24号 笠間市英語指導助手就業規則及び笠間市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は市内小中義務教育学校における学校閉庁日の設定に伴い、英語指導助手及び外国語指導助手の休日に学校閉庁日を加えるものでございます。内容につきましては、新旧対照表によりご説明しますので、8ページをご覧いただきたいと思います。英語指導助手の就業規則の第7条で休日を定めたものでございます。これまで休日は国民の祝日、あるいは年末年始としてきましたが、これに学校閉庁日の創立記念日や県民の日、8月13日から15日のお盆の期間を追加するものでございます。また、次の10ページの方にも外国語指導助手の就業規則も同様の改正をするものでございます。なお、附則としましてこの規則は公布の日、議決日である本日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今,学務課長より説明がございましたが,「笠間市英語指導助手就 業規則及び笠間市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則につ いて」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入ります が,何かご質問等はございますか。

戸田委員 他の学校の先生はこの学校閉庁日っていう13日から15日という のは、休日っていうふうになるんですか。それともその日は、有休を 取るっていうふうになっているんですか。

堀江学務課長 今, 戸田委員のほうからご質問があったんですが, 学校の先生の場合には有休を取って休みにするというような形になります。ただ, この英語指導助手の場合にはですね, 市の規則で定められているんですけども, 休みが10日なんですね, 実際有休のほうは。10日なんで, この例えば学校閉庁日をですね有休で取ってしまうと, ようは残り5日しかないわけですね。そうなってくると, 例えば, 自国に帰るとか



そういうのがなかなか難しいもんですから、今回、英語指導助手につきましては、その学校閉庁日ということで休日という扱いにするというようなことで改正をしたものでございます。

今泉教育長 他にご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ご ざいませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第24号 笠間市英語指導助手就業規則及び 笠間市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」は、 原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第25号 笠間市文化財保護審議会への諮問について」生涯学習課長より説明を求めます。

#### 石井生涯学習課長

それでは、資料11ページです。「議案第25号 笠間市文化財保護 審議会への諮問について」ということで、笠間市文化財保護条例第4 条第3項の規定により別紙の通りの諮問するものとする。提案理由で ございますが、笠間市指定文化財を指定するために、別紙のとおり諮 問いたしたく、本案を提出するものでございます。次のページ、12 ページでございますが、こちらが物件でございます。指定候補物件で ございますが、名称が、筑波海軍航空隊司令部庁舎の建物でございま す。員数は1棟。種別、史跡名勝天然記念物は史跡ということで指定 に向けて諮問するわけでございます。所有者は、茨城県で、所在地、 旭町の654番地、こころの医療センター内でございます。この理由 の方ですが、昭和13年ということで、13年建築っていうことの建 物でございます。様式地上3階鉄筋コンクリート建て、鉄筋コンクリ ートづくりで、規模の方が延べ面積で1,684.86平米台帳面積で ございます。次の13ページには、県からの指定申請の方が出てござ います。14ページからですね、16ページにかけて主要部分の写真、 当時の写真、図面等が載せてございます。こちらは、6月3日にリニ ューアルオープンしたわけでございますが、今この建物自体現存する 司令部庁舎ということで、これをいかにして保護していくかという部 分の中で、まず市の史跡として保護した上で今後、永久の保存を図っ



ていこうというもの、その前に、文化財保護審議会の方に答申してまいるということでございます。

今泉教育長

只今,生涯学習課長より説明がございましたが,「笠間市文化財保護 審議会への諮問について」は、別紙のとおり上程されています。これ より質疑に入りますが,何かご質問等はございますか。

鳥羽田委員 詳しくよく分からないので、お聞きしたいのですが、県の所有物を 市が管理していくということですか。

## 石井生涯学習課長

管理といいますか、県の所有物ではあるんですが、まず指定文化財 として, 笠間市がまず市指定の史跡としての価値を認めて, 文化財と して指定になれば笠間市内にある物件ですので、市としてのまず指定 というところから入っていきましょうと。将来、例えば、県の文化財 ということも考えられるかと思うんですが、これに関しては、今やっ ぱり戦争遺跡の取り扱いに関しては、国の方でもちょっとまだ慎重に 検討してる部分もございまして、県の方の動きとしては、現在はまだ 県指定までのこういう太平洋戦争の遺跡自体の指定っていうのは現 実ないんですよ。ほかの県なんかも含めてですね。やっぱり、ただ市 の方で指定してるという例は結構数ありますので、まず先行して、市 の方から指定していこうというような形でございますが、将来ですね、 だんだん変わってくると、これが県指定になってきたりですね、そう いうものも残されてます。ただ、あと補足説明しますと、やっぱりこ の建物自体、昭和13年からの海軍の司令部庁舎ということで、今の ところですね全国的に見てもこれだけのものとして, 現在使える状態 で保存されてるものはここ1ヶ所であろうということで、他に今とこ ろ情報は得てません。同じ県内で美浦にもあるんですが、ここは使え る状態ではないというような状態でございます。

今泉教育長 他にご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ご ざいませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第25号 笠間市文化財保護審議会への諮問



について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第26号 笠間市指定文化財の指定解除について」 生涯学習課長より説明を求めます。

### 石井生涯学習課長

17ページ,「議案第26号 笠間市指定文化財の指定解除につい て」こちらございますが、提案理由、笠間市指定文化財の指定解除に ついて笠間市文化財保護審議会において、調査検討をした結果、別紙 答申書の通り指定文化財としての価値を失ったとの結論に達したため, 本案を提出するものです。案件につきましては、18ページをお開き ください。この物件ですが、笠間市指定文化財ということでまず名称、 関場の大ケヤキというものであります。 員数といたしまして1株でご ざいます。種別につきましては、史跡名勝天然記念物こちらは天然記 念物の方になります。所有者が小島 章さん。所在地が笠間市笠間8 23番地ということでございます。こちらなんですが、まず資料の方 は19ページですね、答申ということで、こちらの文化財保護審議会 の方から答申というものが出てございます。それにつきましては、先 ほど言いました調査検討した結果ですね、現在、文化財としての価値 を失ったものとして答申が出ているものでございます。 指定年月日, 昭和53年4月25日ということで、樹齢が推定ということで1、0 00年ということになってございます。 天然記念物なんでこの辺は推 定ということになってしまいます。20ページから21ページ,22 ページには伐採されたときの写真という形で、現状の写真が出てござ います。現状の写真に至るまでに、当家からは、伐採の意向、それに 伴う理由が届け出られまして,樹木遺産とか文化財保護審議員の樹木, 植物担当の安見先生、あと委員長とかも現地の視察を行ってございま す。そういうものを踏まえて協議させてもらった結果、やはり樹勢は 衰えていますと、葉っぱはついているんですが、樹勢自体も衰えてい ると。現実に中はもうほぼ空洞ですよということで、当家の方から、 かなりここのところ大きい枝の落枝が目立っているとかなり危険な状 態であるということを報告を受けまして、そのような調査を行った結 果、やはり樹木医の先生、また文化財保護審議委員会の方の答申にも ありますとおり危険木としての部分がもう大きくなってしまっている ということで、所有者の方も耐えられないという部分がありまして、 今回の指定解除に至った次第でございます。以上でございます。

今泉教育長 只今,生涯学習課長より説明がございましたが,「笠間市指定文化財 の指定解除について」は,別紙のとおり上程されています。これより



質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ご ざいませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第26号 笠間市指定文化財の指定解除について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第27号 平成30年第4回笠間市議会定例会提 出議案に同意することについて」担当課長より説明を求めます。

各担当課長 原案に基づいて説明する。

今泉教育長 只今,担当課長より説明がございましたが,「平成30年第4回笠間 市議会定例会提出議案に同意することについて」は,別紙のとおり上 程されています。これより質疑に入りますが,何かご質問等はござい ますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ご ざいませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第27号 平成30年第4回笠間市議会定例 会提出議案に同意することについて」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

- (5) その他 なし
- (6) 閉会今泉教育長 午後3時05分閉会を宣す。



# 8,議決事項

報告第14号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第24号	笠間市英語指導助手就業規則及び笠間市外国語指導助手任用	可決
	規則の一部を改正する規則について	
議案第25号	笠間市文化財保護審議会への諮問について	可決
議案第26号	笠間市指定文化財の指定解除について	可決
議案第27号	平成30年第4回笠間市議会定例会提出議案に同意すること	可決
	について	